

令和8年度
林業土木技術講習会

請負事業者の労働災害の撲滅に向けて

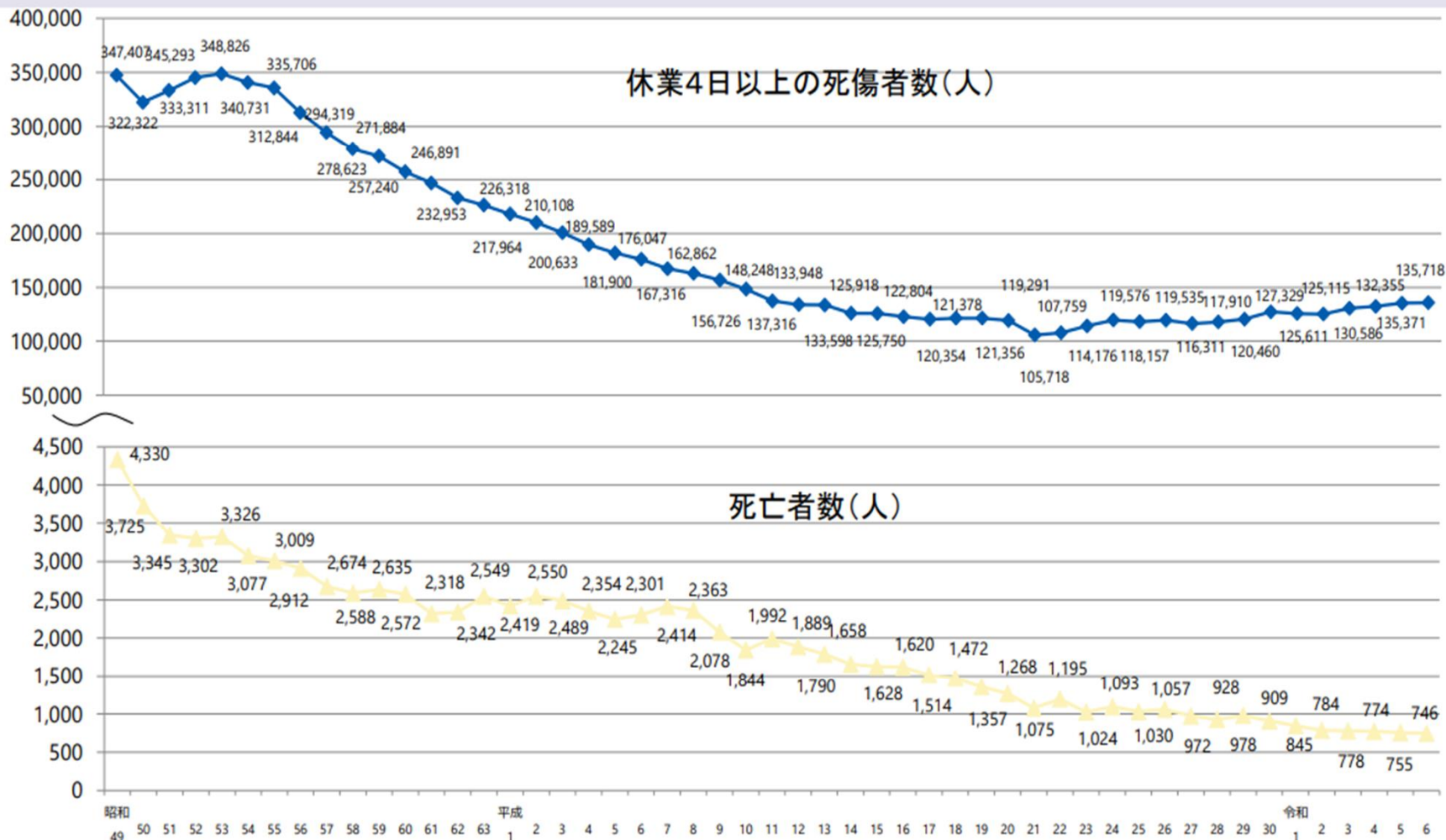
令和8年5月27日
林野庁 中部森林管理局

1 労働災害発生状況等

全産業における死傷者数の推移

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4年連続で増加した。

死傷者数および死亡者数(人)

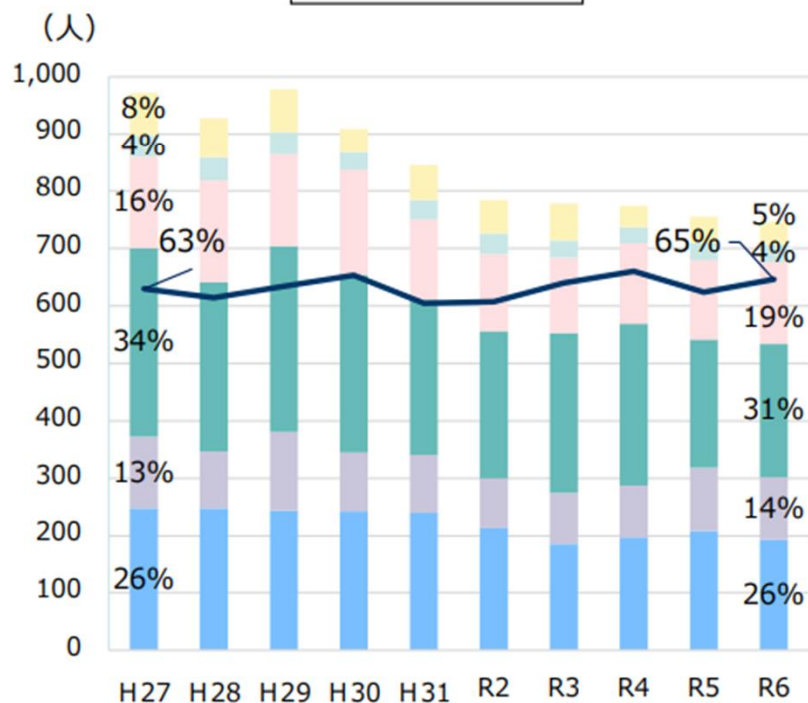


出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非通用品業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

業種別労働災害発生状況 H27～R6 (死亡災害・休業4日以上の死傷災害)

- 死亡災害は、建設業、製造業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の6割強を占めており、過去10年間同様の傾向である。
- 死傷災害は、第三次産業の占める割合が年々増加し、令和6年では52%を占めている。特に社会福祉施設の増加が著しい。

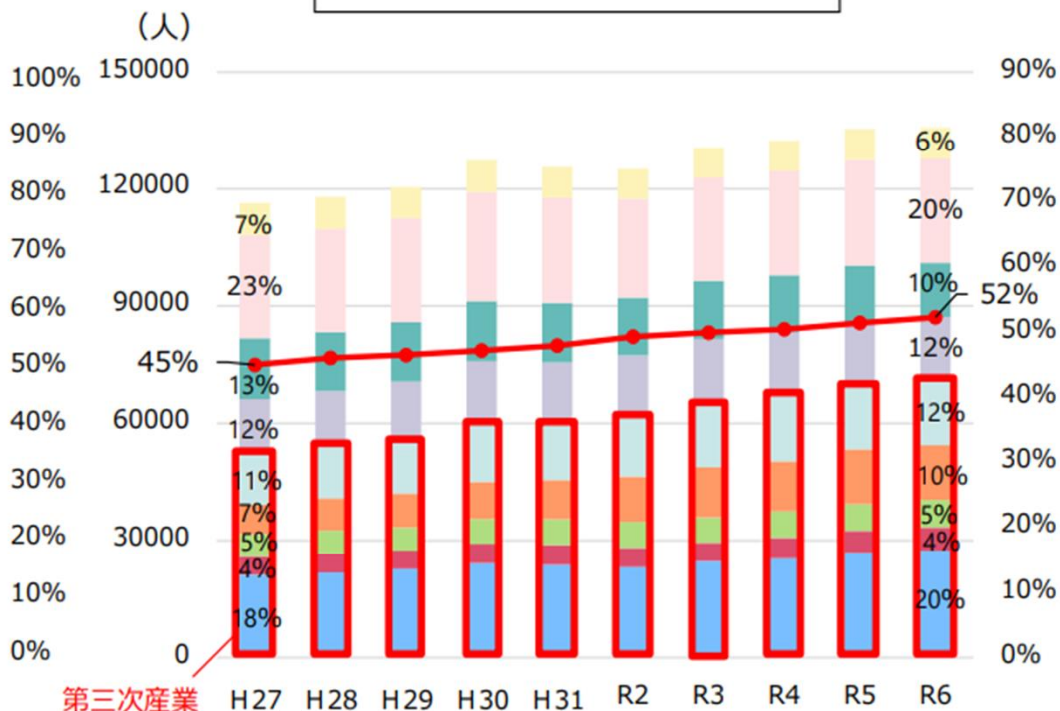
死亡災害



■ 第三次産業 ■ 陸上貨物運送業 ■ 建設業
■ 製造業 ■ 林業 ■ その他
 — 製造業、建設業、陸上貨物運送業の占める割合

出典：死亡災害報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

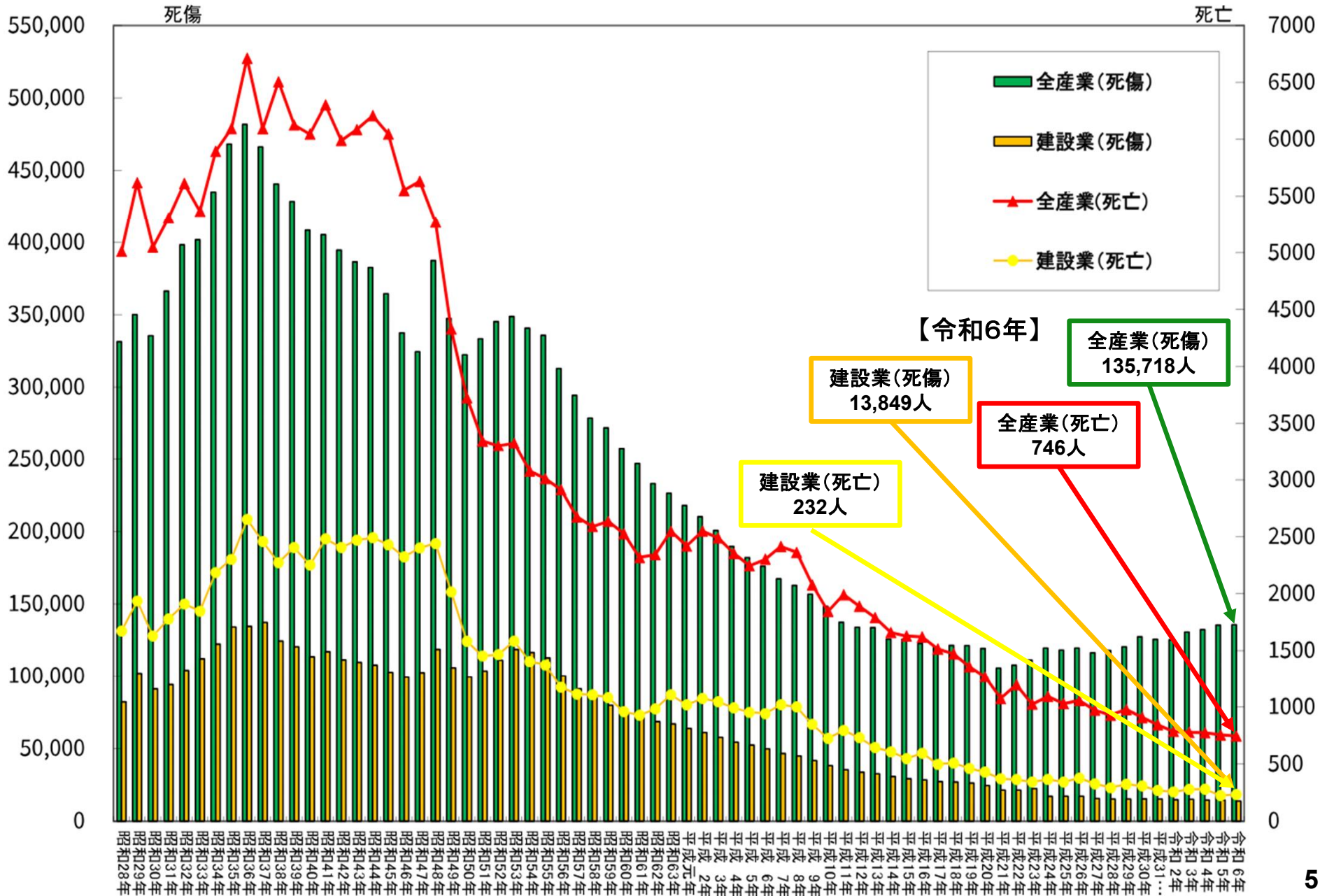
休業4日以上の死傷災害



■ その他の第三次産業 ■ 飲食店
■ 清掃・と畜 ■ 社会福祉施設
■ 小売業 ■ 陸上貨物運送業
■ 建設業 ■ 製造業
■ その他 ● 第三次産業が占める割合

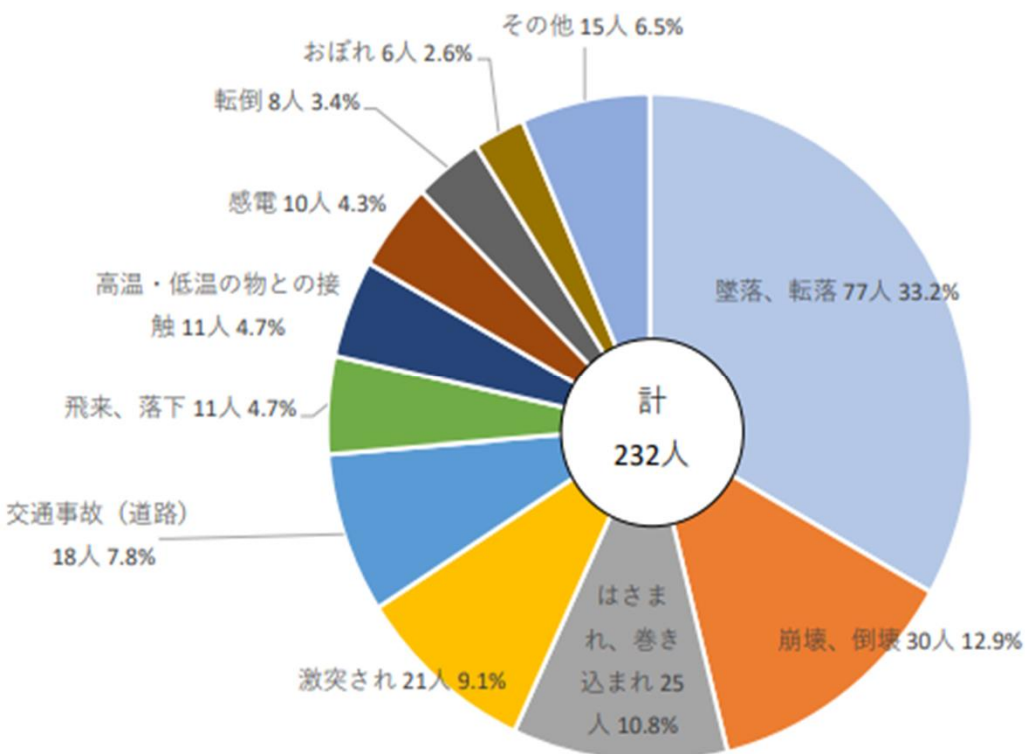
出典：労働者死傷病報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

建設業における死傷者数の推移



建設業における死傷者等の型別発生状況

事故の型別死亡災害発生状況



【令和6年 型別労働災害発生状況】

・事故の型別では、件数の多い順に、「墜落・転落」が188人（前年比16人・7.8%減）、「交通事故（道路）」が123人（同25人・16.9%減）、「はさまれ・巻き込まれ」が110人（同2人・1.9%増）となった。

建設業においても「墜落・転倒」が最も多く、77人33.2%となった。

【対策】

・「墜落・転落」による労働災害を防止するため、令和6年4月に全面施行された一側足場の使用範囲の明確化や足場の点検者の指名の義務化等を内容とする改正労働安全衛生規則を含め、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則の遵守の徹底を図る。

・フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。

死傷千人率産業別推移

◆林業労働災害の発生率

足場の悪い山の中で、チェーンソー等を用いて、重量物である立木を伐倒する林業は、労働災害の発生率が高くなっています。1年間の労働者1000人当たりが発生した死傷者数の割合を示す「年千人率」は、全産業の中で最も高い状況です。

各業種の死傷年千人率(休業4日以上)の推移

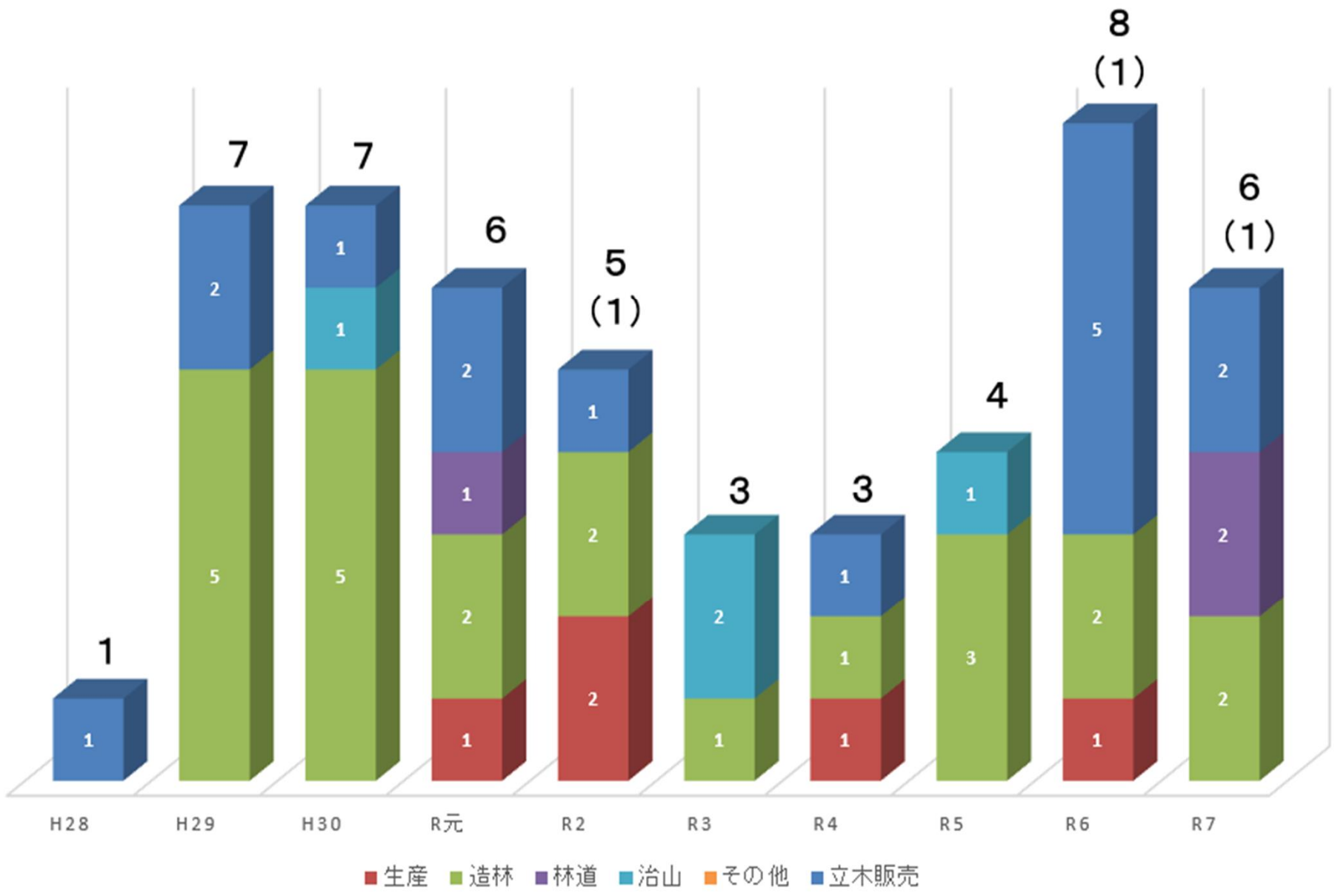
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全産業	2.3	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.3
林業	22.4	20.8	25.4	24.7	23.5	22.8	23.3
鉱業	10.7	10.2	10.0	10.8	9.9	9.9	9.6
建設業	4.5	4.5	4.4	4.6	4.5	4.4	4.2
製造業	2.8	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7
木材・木製品製造業	10.9	10.6	10.5	12.0	12.3	11.9	11.4

資料:労働者死傷病報告(厚生労働省)及び総務省労働力調査

注:令和2年~令和6年の死傷者数には新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを含まない。

労働安全の確保(国有林 重大災害 H28~R7)

注) 合計件数の()は中部局の発生件数



R7 林野庁 請負事業体等の重大災害の発生状況

No. 1

番号	局署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	怪我の程度等	防止対策
1	九州局 大隅署	R7.4.9	立木販売 (分収造林)	伐倒作業	被災者は、伐倒作業において、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていた立木（ヒノキ）が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したと推定。	・4月9日：死亡 ・死因：挫滅症候群	原因 ：本災害は、伐倒木上部のつるがらみの状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われたことにより被災したものと推察される。 対策 ：作業者は、伐倒作業に当たり、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。
2	四国局 高知中部署	R7.5.14	林道事業 (災害復旧事業)	掘削土砂の移動作業	被災者は、災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面に横転し、横転したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより被災したものと推定。	・5月14日：死亡 ・死因：第2胸椎同脊髄切断によるショック	原因 ：何らかの原因により既設のブロック擁壁が崩壊したこと、事業者が運転者にシートベルトを使用させるよう必要な措置を講じさせずに作業が行われたことにより被災したものと推察される。 対策 ：事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては誘導者を配置し、誘導させるほか、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければなりません。
3	中部局 岐阜署	R7.5.15	林道事業 (建設機械借上)	崩土除去作業	被災者は、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され被災したと推定。	・5月15日：死亡 ・死因：外傷性血気胸	原因 ：ホイールローダーをバックさせた際に何らかの理由で操縦を誤り、路肩からホイールローダーと共に転落したと推定される。ホイールローダーは、シートベルトが装備されていないものであった。 対策 ：同上
4	東北局 米代東部署	R7.8.19	造林事業	下刈作業	被災者は、下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手をかけ登ろうとしたところ何らかの理由によりバランスを崩し、仰向け状態で回転しながら滑落したことにより被災したと推定。	・8月19日：死亡 ・死因：頭部外傷による脳挫傷	原因 ：斜面上方へ移動するため上方にあった岩石や伐根を避け、傾斜約42度の急斜面を無理をして登ろうとしたためと推察される。 対策 ：作業や移動時は足元確認及び足場の確保等を確実にすることや急傾斜地等により転落・滑落のおそれのある箇所は避けて迂回するなど、危険予知が必要です。

R7 林野庁 請負事業者等の重大災害の発生状況

No. 2

番号	局署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	怪我の程度等	防止対策
5	東北局 宮城北部署	R7. 9. 8	造林事業 (保育間 伐活用型 ほか)	運材作業	被災者は、フォワーダで材を搬出するため、森林作業道を走行中にスイッチバック箇所方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落した後、斜面に激突しキャビン部分が押し潰され被災したものと推察。	<ul style="list-style-type: none"> ・9月8日：死亡 ・死因：多発外傷 	<p>原因：森林作業道を走行中にスイッチバック箇所方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落したと推察される。</p> <p>対策：路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置するとともに、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えた車両系木材伐出機械を使用すること。</p>
号外	東北局 岩手南部署	R7. 11. 2	立木販売	木寄せ作業	被災者は、バケット付き木材グラブ機（以下「重機」）により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを挿んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより被災したと推定。	<ul style="list-style-type: none"> ・11月2日：死亡 (被災者は事業主) ・死因：胸郭運動障害による窒息 	<p>原因：斜面上方の伐倒木を引き下げるときに伐倒木等が重機に接触しないような場所に重機を設置する措置を講じさせなかったこと。斜面を滑落しキャビンに進入した伐倒木を除去しようと運転席から離れる際にエンジンを停止する等の措置を講じさせなかったことなど推察される。</p> <p>対策：伐木等機械の運転者がその運転位置を離れる場合は、アタッチメントを最低降下位置に下ろしエンジンを止めること。木材グラブ機による木寄せ作業の際、斜面上方の原木を引き下げるときは、引き下げる原木などが車両に接触しないような位置で作業を行うこと。</p>
6	東北局 岩手北部署	R8. 2. 16	立木販売	伐倒作業	被災者は、伐倒作業の際、伐倒木（シナノキ）を伐倒したところ、隣接木（ホウノキ）がつるがらみのために引っ張られて折損し、被災者の頭に当たり被災したものと推定。	<ul style="list-style-type: none"> ・2月16日：死亡 ・死因：外傷性くも膜下出血 	<p>原因：伐倒木上部のつるがらみの状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われ被災したものと推察される。</p> <p>対策：つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならない。</p>

林野庁重大災害 伐倒作業(九州局 大隅署 R7-1)

被災者は傾斜約30度の箇所で、ヒノキ立木Aを伐倒し、次にヒノキ立木Bを伐倒したところ、隣接し上方でつるがらみになっていたヒノキ立木Cがヒノキ立木Bに引っ張られて根元から倒れ、ヒノキ立木Cの根元から1.2m付近が被災者の腰付近に覆いかぶさるような状態となり受災したものと推定される。(死因:挫滅症候群)



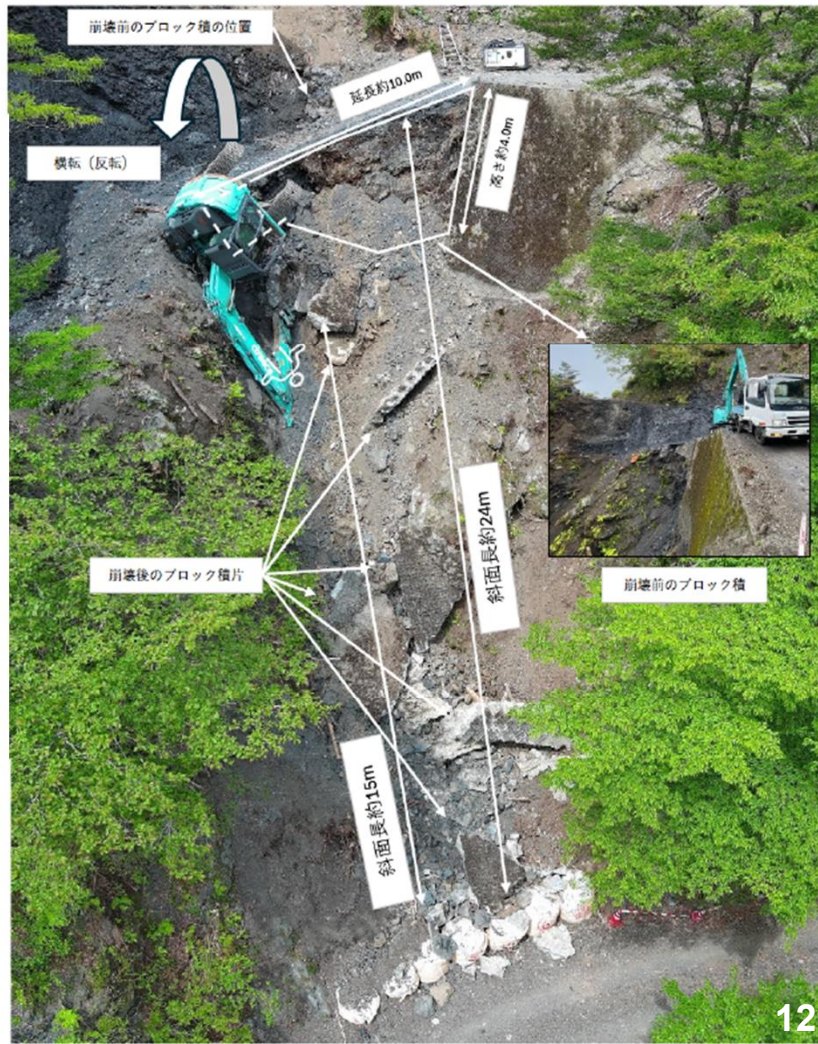
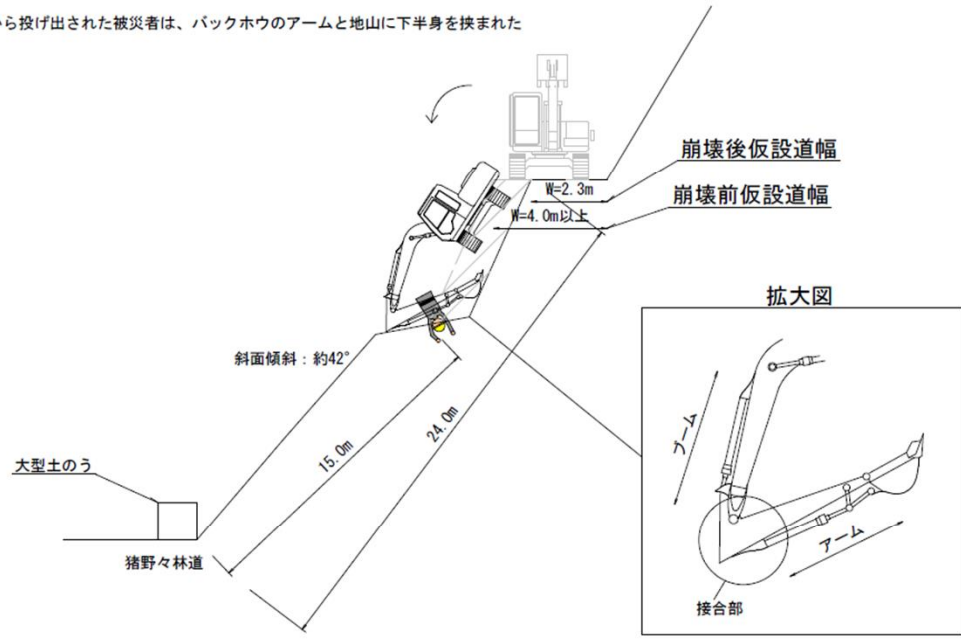
林野庁重大災害 掘削土砂の移動作業(四国局 高知中部署 R7-2)

被災者は、災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面に横転し、横転したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより被災したものと推定される。

(死因：第2胸椎同脊髓切断によるショック)

【断面図】

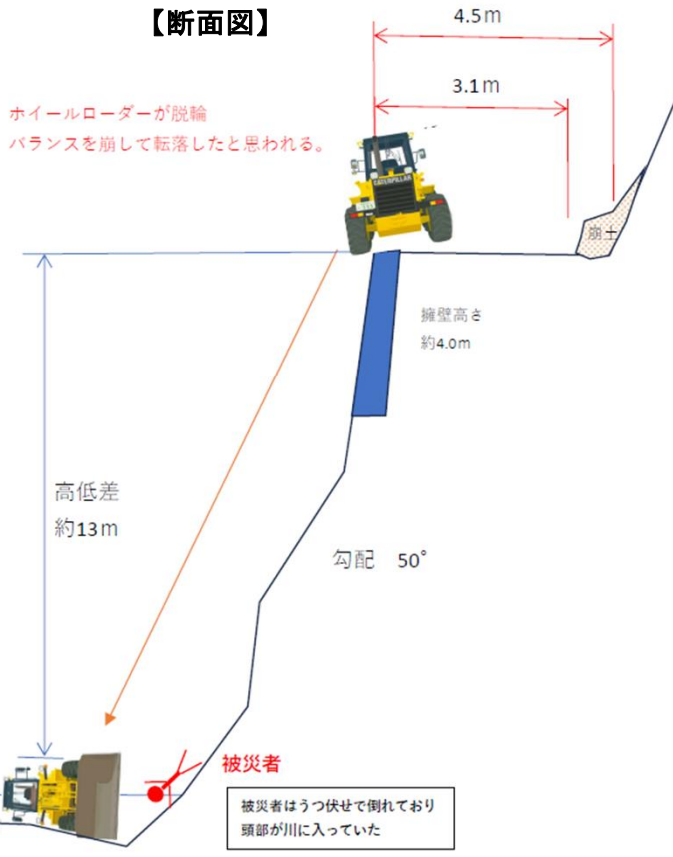
*キャビンから投げ出された被災者は、バックホウのアームと地山に下半身を挟まれた



林野庁重大災害 崩土除去作業(中部局 岐阜署 R7-3)

被災者は、ホイールローダーの回送中、路面に残った崩土を路肩に寄せた後、ホイールローダーをバックさせた際に操縦を誤り、路肩からホイールローダーと共に転落したと推定される。(ホイールローダーは、シートベルトが装備されていないものであり、被災者は、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され被災したと推定される。)

(死因: 外傷性血気胸)

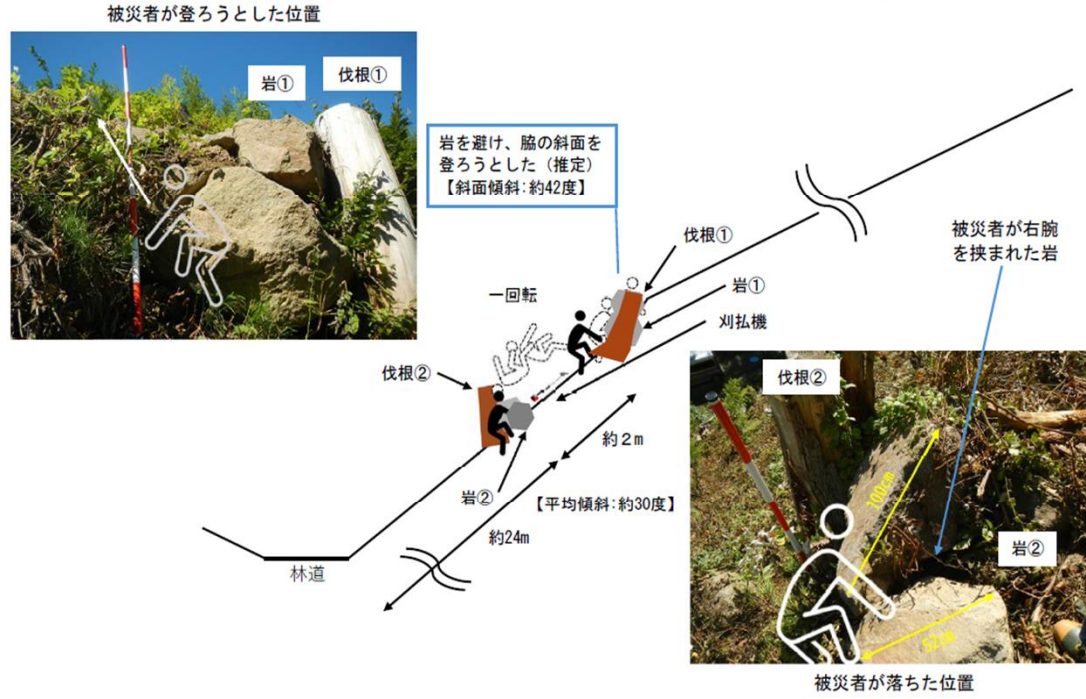


林野庁重大災害 下刈作業(東北局 米代東部署 R7-4)

被災者は、下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手をかけ登ろうとしたところ、何らかの理由によりバランスを崩し、仰向け状態で回転しながら滑落したことにより被災したと推定される。

(死因: 頭部外傷による脳挫傷)

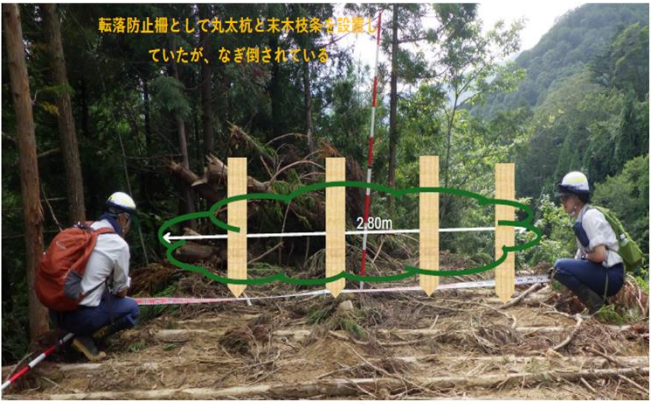
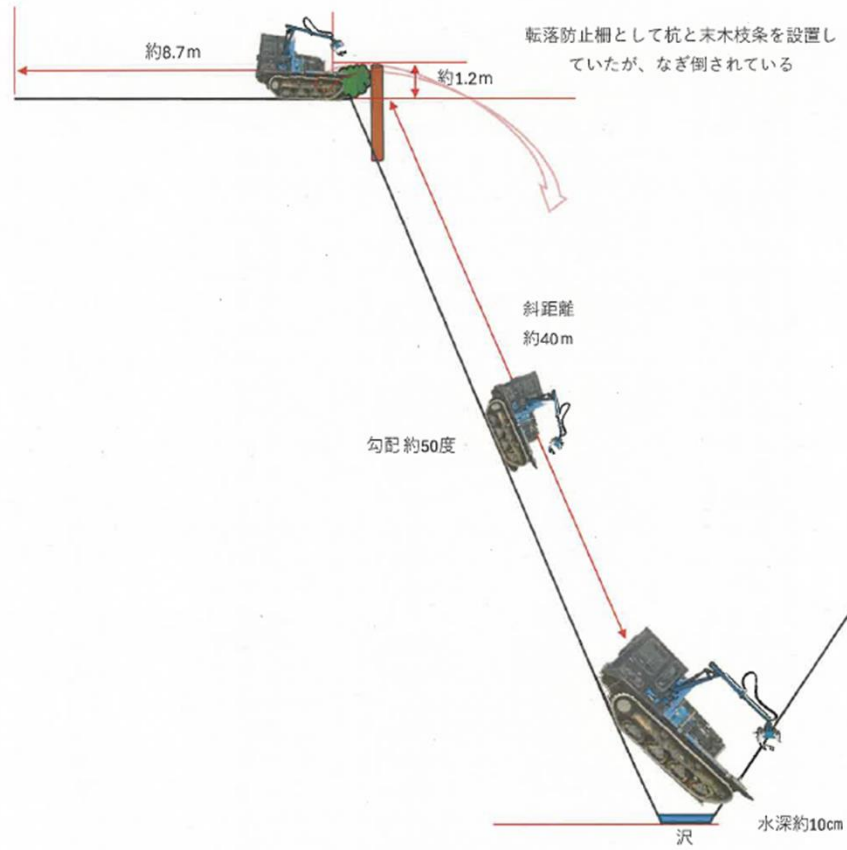
災害発生箇所 見取り図【断面図】
秋田県鹿角市八幡平宇熊沢外8国有林3162林班り小班



林野庁重大災害 運材作業(東北局 宮城北部署 R7-5)

被災者は、フォワーダで材を搬出するため、森林作業道を走行中にスイッチバック箇所
方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落
した後、斜面に激突しキャビン部分が押し潰され被災したものと推定される。

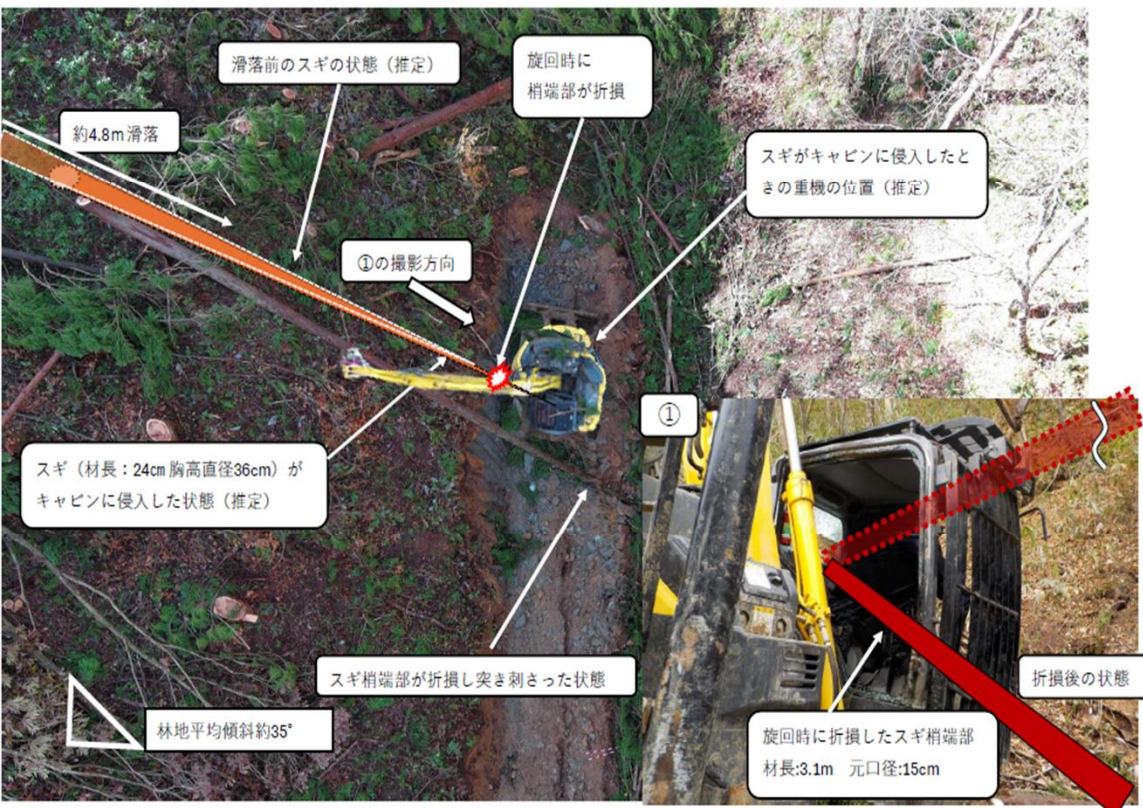
(死因: 多発外傷)



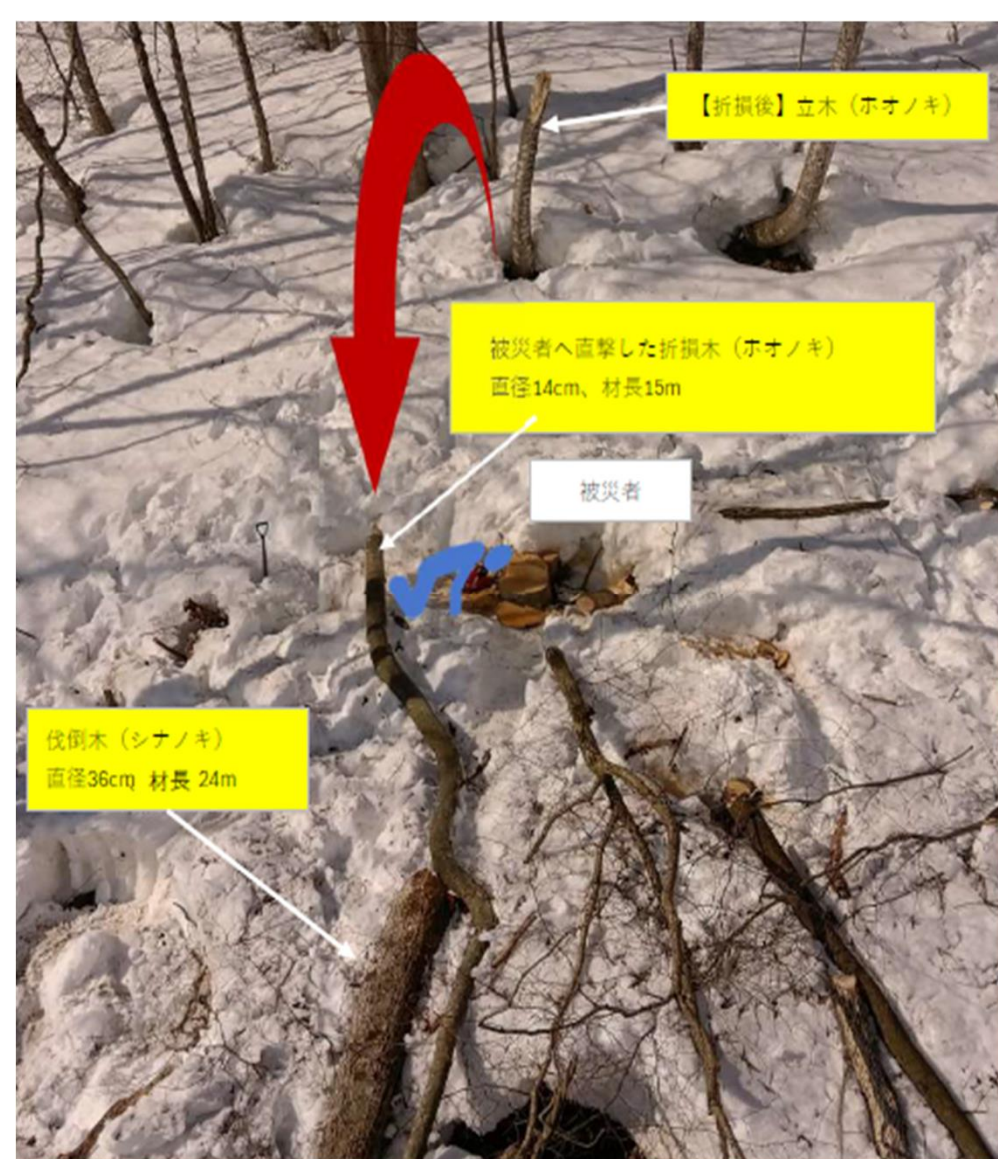
林野庁重大災害 集材作業(東北局 岩手南部署 R7- 号外)

被災者(事業主)は、バケット付き木材グラップル機(以下「重機」)により、森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより受災したと推定される。

(死因: 胸郭運動障害による窒息)

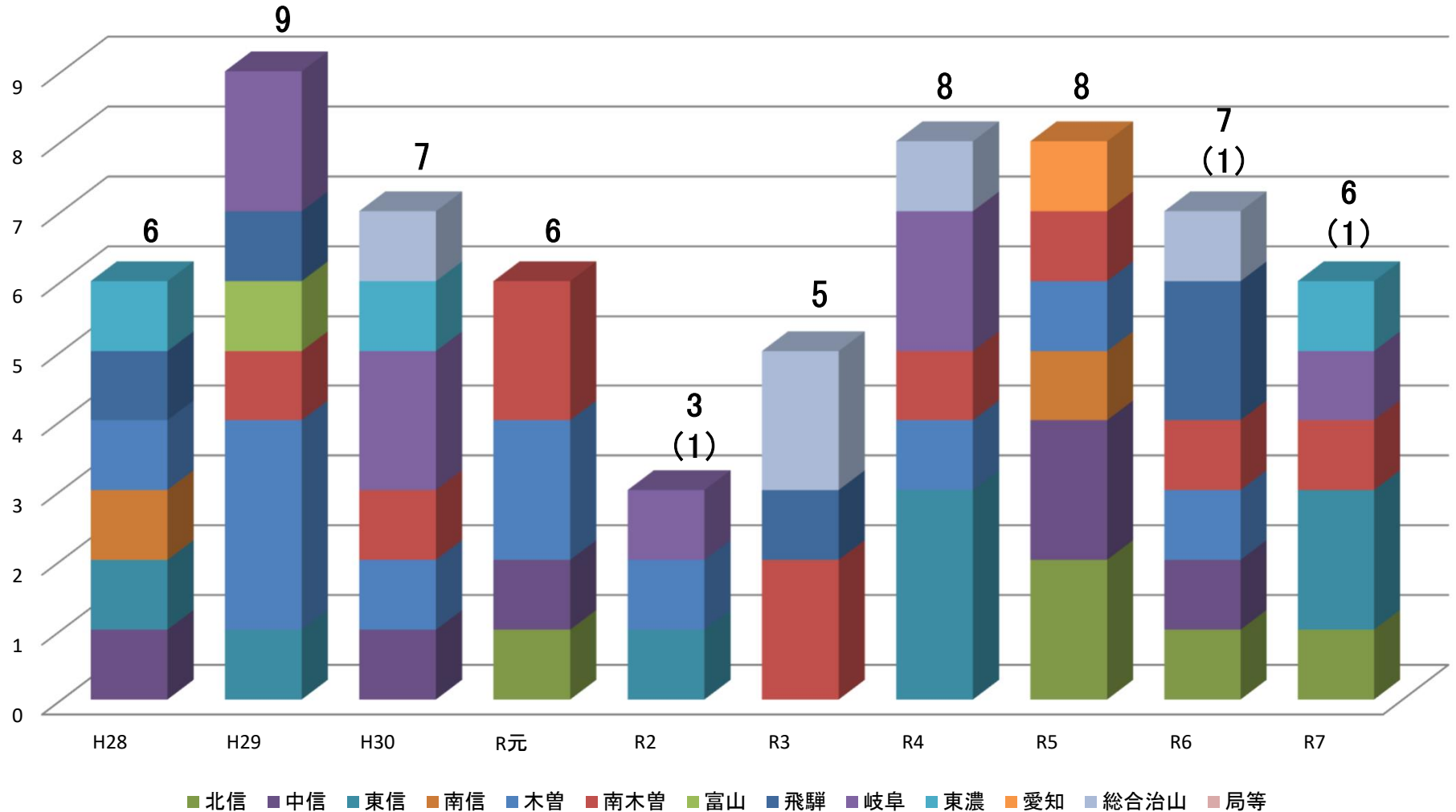


林野庁重大災害 伐倒作業(東北局 岩手北部署 R7-6) 被災者は、伐倒作業の際、伐倒木(シナノキ)を伐倒したところ、隣接木(ホオノキ)がつるがらみのために引っ張られて折損し、被災者の頭に当たり受災したものと推定される。 (死因:外傷性くも膜下出血)



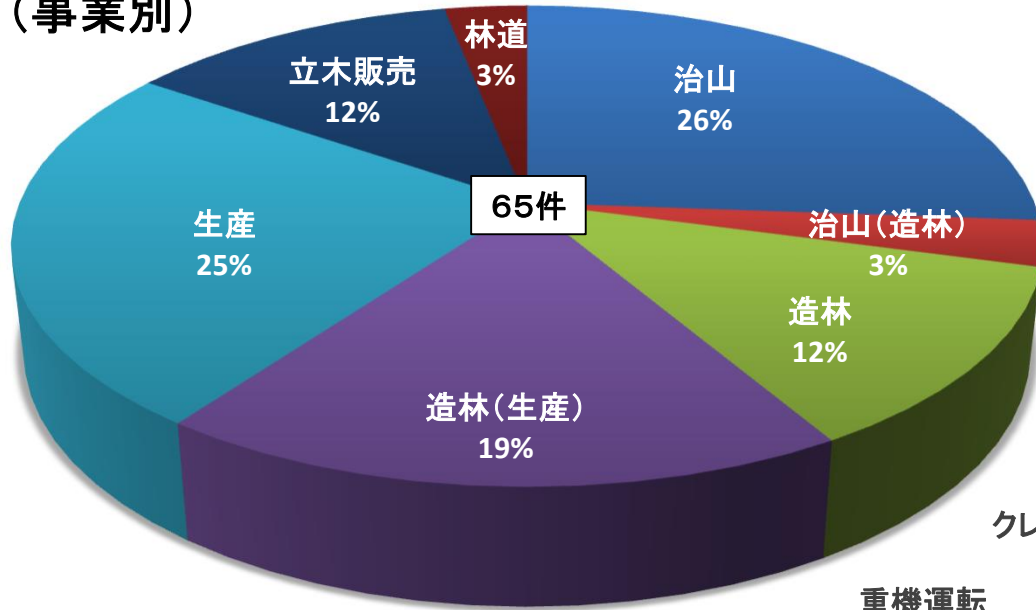
署別請負災害発生状況

注) 合計件数の()は中部局管内の重大災害の発生件数

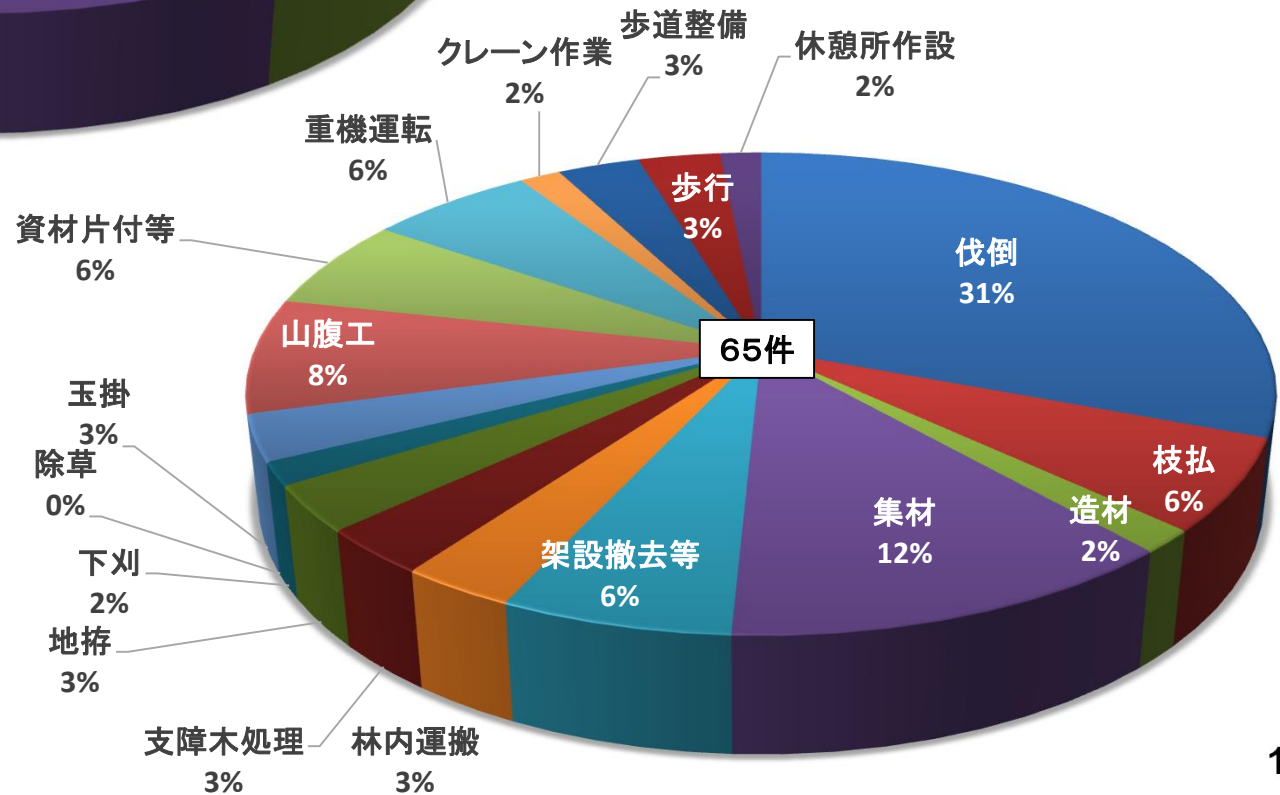


労働安全の確保(中部局 休業4日以上 H28~R7)

(事業別)



(作業別)



R7 中部局 請負事業体等における 休業4日以上の災害の発生状況

No. 1

番号	署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
1	南木曾支署	R7. 5. 8	治山事業	支障木処理	被災者は、復旧治山工事箇所において、小径木を電動チェーンソーで刈払う作業中、傾斜地で足を滑らせ転倒した際に左手がチェーンソーから離れ、チェーンソーの刃が回転しているところに左前腕上部が当り被災した。	休業見込み：約6ヶ月 怪我の程度： 左前腕伸筋群断絶	・足元が悪い法面で、腐葉土が堆積していたことで非常に滑りやすい場所であったことに加え、前々日の雨で地表が湿っていたことで滑って転倒したことが考えられる。チェーンソー作業に当たっては、足場をしっかりと確保しバランスのよい姿勢で行うとともに、傾斜地ではスリップしないよう足場の確保が重要。また、チェーンソーを肩より高く上げて作業することが無いように注意が必要です。
2	岐阜署	R7. 5. 15	林道事業 (建設機械借上)	崩土除去作業	第3号重大災害報告と同じ	・5月15日：死亡 ・死因：外傷性血気胸	第3号重大災害報告と同じ
3	東濃署	R7. 6. 26	治山事業	看板設置作業	被災者は、林道のガードレール側に設けた屋根付きゴミの集積所（単管を使った仮設物）のゴミの分別を促すためのゴミ分別看板を設置するため、ガードレール外側から作業していたところ、誤って林道法面（ブロック積擁壁）から転落し被災した。	休業見込み：14日 怪我の程度： 腰椎圧迫骨折	・看板設置に当たっては、転落などの危険のないガードレールの内側で、後々の事業に支障とならない箇所、できるだけ林道の路肩やガードレールから一定程度距離のある、より安全な位置に看板を設置する。
4	東信署	R7. 9. 3	立木販売	フォワーダ操作説明	被災者はフォワーダの運転席後方のグラブ部部の説明を聞くため、被災者はキャビンから降りようと、両手で手すりをつかみ、左足をステップにかけたところ、ステップにかけていた左足が滑り、驚いた拍子に手すりから両手を離してしまい、腰から地面に落下して被災した。	休業見込み：3ヶ月 怪我の程度： 腰椎圧迫骨折	・車両系木材伐出機械の乗降や移動にあたっては、手すりやステップを必ず使用するとともに、泥の付着等により滑りやすくなっている場合があるので常に足元の確認・確保に十分注意する必要があります。
5	北信署	R7. 10. 6	造林事業	歩道整備 (刈払作業)	被災者は歩道整備のため歩道から山側の斜面を刈払作業中、左足を後方に下げた際に、幅員90 cmの歩道の路肩から足を踏み外し、刈払い機を持った状態のまま谷側へ約1.2m滑落し被災した。	休業見込み：3ヶ月 怪我の程度： 右足後十字韌帯付着部剥離骨折	・林内での作業や移動に当たっては、滑り止めのスパイクのある地下足袋などの履物を着用するとともに、地面や地被物が濡れている時は特に滑りやすいので、足元の確認・確保に十分注意する必要があります。

R7 中部局 請負事業体等における 休業4日以上の災害の発生状況

No. 2

番号	署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
6	東信署	R7.12.4	造林事業 (保育間伐活用型)	伐倒作業	被災者は伐採したカラマツAが、隣接していたカラマツBにかかり木状態となったが、状況を確認し、「あとで重機で対処しよう」と判断、カラマツA（かかり木）から目を離し次の伐採対象木に向かって移動しかけたところ、かかり木のカラマツAが被災者の方へ倒れ、被災者の腰に当たり受災した。	休業見込み：3ヶ月 怪我の程度：腰椎破裂骨折	・まずは、かかり木を発生させないことが重要。伐倒木と隣接木の状況確認、適切な伐倒方向の選定、正しい手順による作業を遵守すること。かかり木になってしまった場合は、いつ落下するか予測が困難なことから、安全な作業方法による早期の処理、または危険箇所への立ち入りを禁止する措置が必要です。

(中部局 R7-1) 支障木伐倒補助作業

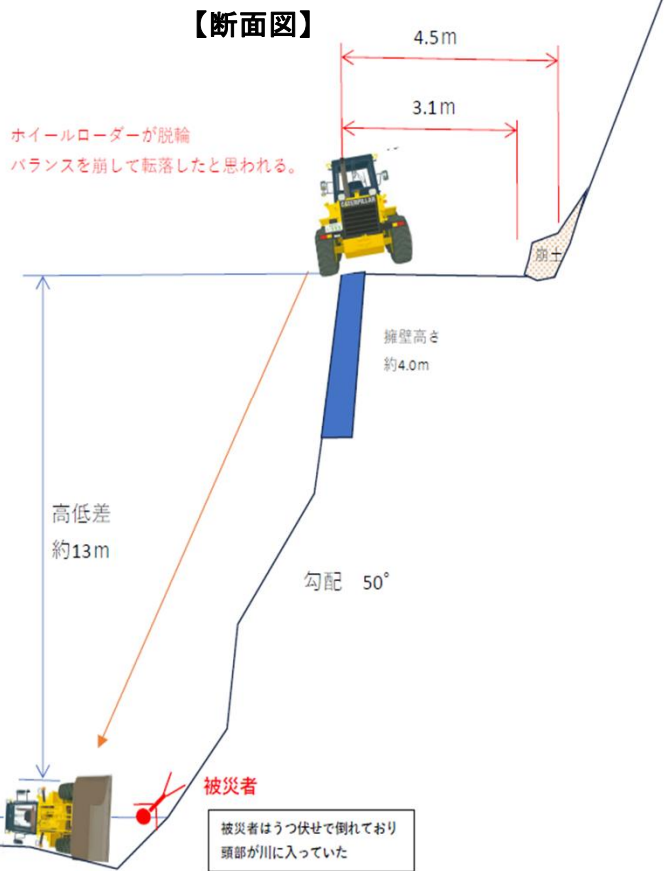
法面(傾斜約40度)で電動チェーンソーにより小径木(1cm程度の雑木)の刈払いを行っていたところ、足を滑らせ転倒し、その際に左手が前ハンドルから離れてしまい、ソーチェーンが左前腕上部に当たり受災した。(左前腕伸筋群断絶)



(中部局 R7-2) ホイールローダーによる崩土除去作業

被災者は、回送中、路面に残った崩土を路肩に寄せた後、ホイールローダーをバックさせた際に操縦を誤り、路肩からホイールローダーと共に転落したと推定される。

(ホイールローダーは、シートベルトが装備されていないものであり、被災者は、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され被災したと推定される。)(死因:外傷性血気胸)



(中部局 R7-3) 看板設置作業

被災者はゴミの分別看板を設置する為、ガードレールの内側から設置方向に入ろうとしたが、障害となる物があった為に断念し、ゴミ集積場を回り込みガードレール外側へ出て設置作業を開始したところ、誤って林道路肩(ブロック積擁壁)から足を滑らせ、尻もちを突く形で約2m落下し当たり受災した。(腰椎圧迫骨折・左肩亀裂骨折)



(中部局 R7-4) フォワーダの操作説明

被災者はフォワーダの運転席後方のグラップル部の説明を聞くためキャビンから降りようと、両手で手すりをつかみ、左足をステップ(地上から約80cm)にかけてたところ、ステップにかけていた左足が滑り、驚いた拍子に手すりから両手を離してしまい、腰から地面に落下して被災した。(腰椎圧迫骨折)



フォワーダから降りる際にステップにかけて左足が滑り、
(驚いて両手を離してしまった)

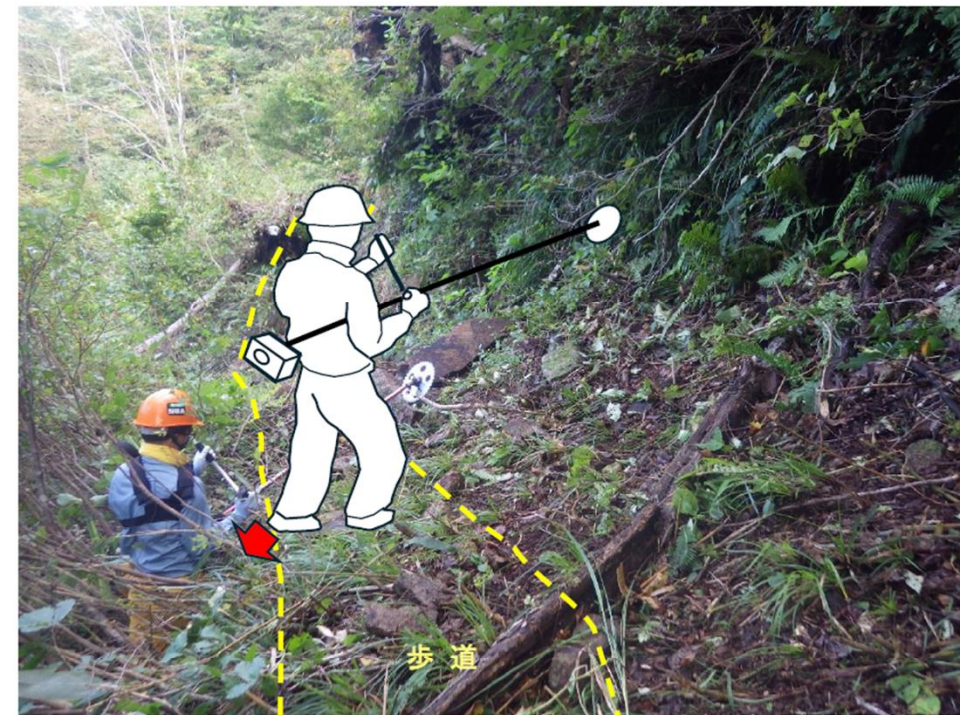


尻もちをつく状態で地面へ落下し、被災した。
(落下位置は推定)

(中部局 R7-5) 歩道整備(刈払作業)

被災者は歩道整備のため歩道から山側の斜面を刈払作業中、左足を後方に下げた際に、幅員90 cmの歩道の路肩から足を踏み外し、刈払い機を持った状態のまま谷側へ約1.2m滑落し受災した。(右足後十字靭帯付着部剥離骨折)

(滑落の状況)

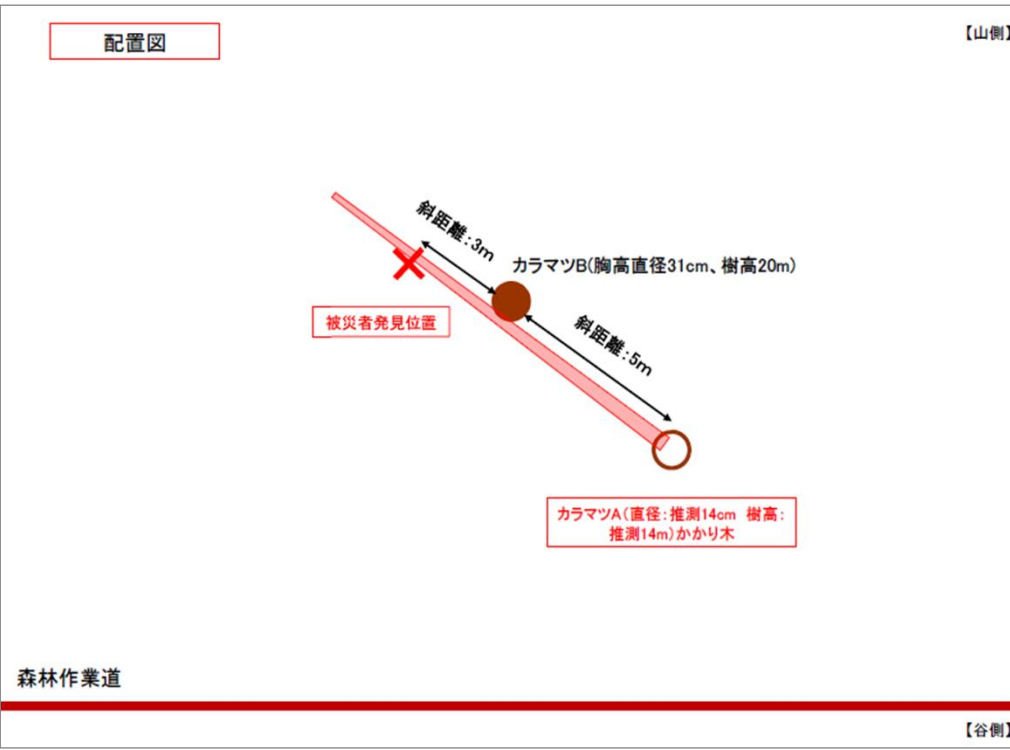
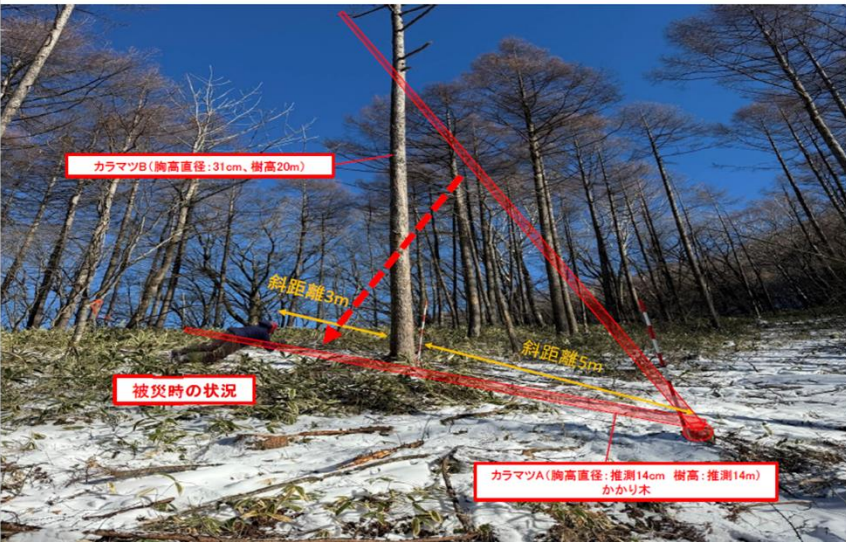


(滑落後の状態)



(中部局 R7-6) 伐倒作業

被災者は伐採したカラマツAが、隣接していたカラマツBにかかり木状態となったが、状況を確認し、「あとで重機で対処しよう」と判断、カラマツA(かかり木)から目を離し次の伐採対象木に向かって移動しかけたところ、かかり木のカラマツAが被災者の方へ倒れ、被災者の腰に当たり受災した。(腰椎破裂骨折)



【谷側】

R7 中部局 請負事業体等における

休業4日未満・事業主の災害の発生状況

No. 1

番号	署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
1	伊那谷 総合治山	R7. 4. 16	治山事業	配管撤去 作業	被災者は生コン圧送作業で使用した配管の撤去作業後、配管跡地の残材等を確認していたところ、右足の地山が崩れたことによりバランスを失い、上半身の右側から転倒し、右肩を強打した。	休業見込み：1～2日 怪我の程度：右肩脱臼	・治山工事では、足元が不安定な場所や、土砂が堆積している場所がある場合があります。足場・足元の確保を確実にを行う。
2	木曾署	R7. 6. 1	造林事業 (育成受 光伐ほ か)	枝払作業	被災者は伐倒木（人工林サワラ、樹高約18m、元口径約30cm）の枝を切断しようとしたが、足元付近にあったかん木の小枝が邪魔なことから小枝を除去しようとソーチェンを当てたとき、キックバックでチェーンが被災者の左足に向かって動き、左足親指付根付近にソーチェンの先端が当たり切創した。	休業見込み：3日程度 怪我の程度： 2.5cm程度切創 5～6針縫合	・キックバックはガイドバーの先端上部が木材に接触することで発生します。ガイドバーの先端だけで切断するのではなく、ガイドバー全体を使って切断するとともに、安定した姿勢で、切断対象物の動きを予測する必要があります。
3	東信署	R7. 7. 19	立木販売	伐倒補助 作業（灌 木処理）	被災者は立木販売箇所の伐倒補助作業として、かん木の除伐作業中、縦穴に胸部の位置まで落ち込み、右わき腹を穴に打ち付けた。	休業見込み：3日程度 怪我の程度：肋骨骨折	・被災者が落ち込んだ縦穴は過去に使用された炭焼き窯の跡と思われるが、収穫調査などの際に、現地の危険箇所などを把握した場合は、契約者に対し情報提供し、注意喚起を行う。
4	飛騨署	R7. 8. 25	林道事業	現地確認 作業	被災者は現場確認作業中、防虫ネットを落とした事に気付き、同僚と別れ、もといた箇所に探しに戻ったが、笹が非常に繁茂し路肩が見えなかったため、谷側に足を踏み外し転倒した際に笹の上を30m程滑落した。その時、笹が深く方向がわからなくなった。携帯の電波を拾える場所を探し移動している途中、岩場で再度滑落したので動かないようにした。翌日、ヘリコプターの音が聞こえたことから、上空から発見されやすい場所で待機し、その後ヘリコプターに発見され救助された。	休業見込み：4日未満 怪我の程度：擦り傷 低体温症	・現場で迷った場合は、まずは落ち着き、引き返せるなら来た道を引き返します。引き返せない場合は、むやみに動かず、同僚等に見つけてもらえそうな場所で、携帯電話や呼子などを使い応援を待つようにする。
5	東信署	R7. 10. 24	立木販売	枝払作業	被災者は立木販売（分収造林）箇所の伐倒木（アカマツ：径40cm、長さ25.9m）の枝払い作業を実施中、何らかの原因で上部にあった別の伐倒木（アカマツ：36cm、長さ20.0m）が斜面下方に滑り出し、被災者の背中を擦りながら落下していくと同時に、被災者も斜面下方に10.6m転げ落ち被災した。	休業見込み：1日 怪我の程度：顔面擦傷 左耳後部切創 全身打撲	・傾斜地では、一見安定しているような材でも、わずかな衝撃で滑り出すことがあるので、枝払い・玉切り作業中に転落するおそれのある材や浮石は、あらかじめ、取り除くか、杭止めなどをし、安定させておく必要があります。

R7 中部局 請負事業体等における 休業4日未満・事業主の災害の発生状況

No. 2

番号	署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
6	伊那谷 総合治山	R7. 11. 18	治山事業	大型土の う製作作業	被災者は大型土のう製作用バケツトを使用し大型土のうの製作作業中、バケツトをクレーンで吊り上げる際、ワイヤーがバケツトの上部縁に引っかかり干渉していたため、引っかかりを外そうとワイヤーに右手が触れたところ、バケツトの縁とワイヤーとの間に右手人差し指が挟まり被災した。	休業見込み：0日 怪我の程度： 右手第Ⅱ指挫滅 7針縫合	・複数人で行う作業では、合図の徹底や役割分担を明確にするとともに、重量物の移動中は、指や手を近づけないよう、常に声掛けや注意喚起を行うこと。また、必要があれば指の圧迫や挟まれ事故を防ぐための保護具として、耐圧性能のある専用グローブ（手袋）の着用を検討する。
7	東濃署	R7. 12. 20	生産事業	ラジキャ リー架設 作業（架 線張り）	被災者は、集材線下の伐倒をした箇所を、元柱から先柱へリードロープを引き回すため、リードロープを持って伐倒し積み重なった木々の上を移動中、支えとして右手で掴んでいた枝が折れた事により、バランス崩し足を滑らせ1.5m下方にあった丸太の上に落下した際に、背中を強く打ち付け被災した。	休業見込み：1日 怪我の程度： 右第12肋骨骨折	・足場の悪い箇所を移動する際は、常に周囲の状況に注意を払い、慎重にバランスを取りながら進むとともに、滑り止めの加工が施された履物を選択する必要があります。また、仕方なく、伐倒木の上を移動する際は、踏み抜きをする危険もあるので注意が必要です。
8	東信署	R8. 3. 12	立木販売	伐倒作業	被災者は、ハンノキを伐倒中、後方立木と枝絡みをしていたと思われるハンノキの枝（長さ4.8m、元径5cm）が上部より落下し、被災者の頭部に当たり被災した。	休業見込み：1日 怪我の程度：頭部切創 （左こめかみ辺り3針縫合）	・伐倒前に上方、周囲について、つる絡みや枝絡みの有無、伐倒木周辺の枯損木や欠頂木の有無を確認するとともに、伐倒方向をよく吟味する必要があります。

R7 中部局管内における労働災害の発生状況について

(1) 総論

・ 令和7年度の中部森林管理局における休業4日以上労働災害は、現時点で岐阜署で発生した重大災害を含め6件、休業4日未満外の労働災害も8件と、計14件の労働災害が発生しています。

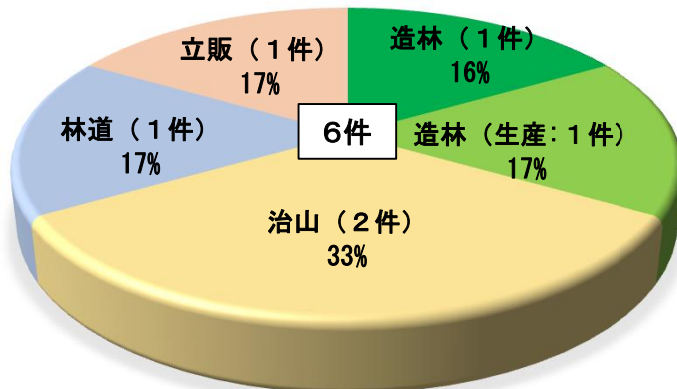
特徴としては、治山・林業事業箇所での労働災害が6件と多く、重大災害も林道事業で発生しています。また、立木販売箇所での労働災害も4件と相変わらず多発傾向にあります。

・ 「ハインリッヒの法則」では、「1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常(ヒヤリ・ハット)が存在する」とされていますが、昨年度の発生状況をあてはめれば、一つの重大事故(=重大災害)の背後には29の軽微な事故(=休業4日以上・4日未満外の災害)、さらにその背景に300の異常(=多くのヒヤリハット)があるということになります。

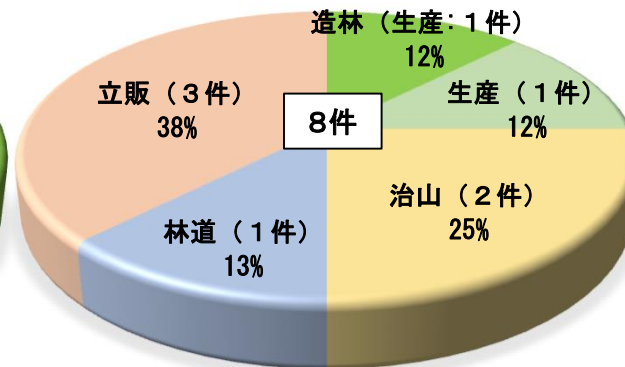
・ 法則から得られる教訓は、重大事故は軽微な事故を防いでいけば起きないし、この軽微な事故もヒヤリ・ハットを防いでいけば起きないということであり、常日頃からKY等を通じて一人一人が安全への意識を高めておくことが重要です。

○ 事業別発生状況

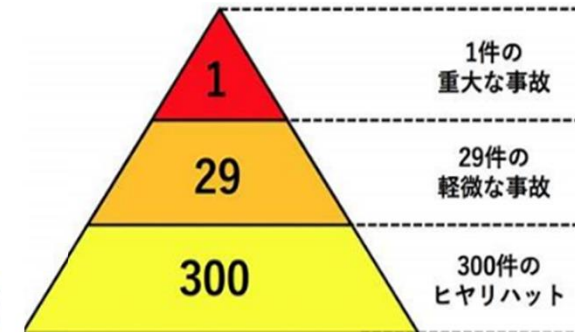
休業4日以上事業別件数割合



休業4日未満外事業別件数割合



○ ハインリッヒの法則



ヒヤリハットを防げば、軽微な事故の発生にはつながらず、その先にある1件の重大な事故も未然に防ぐことができる。

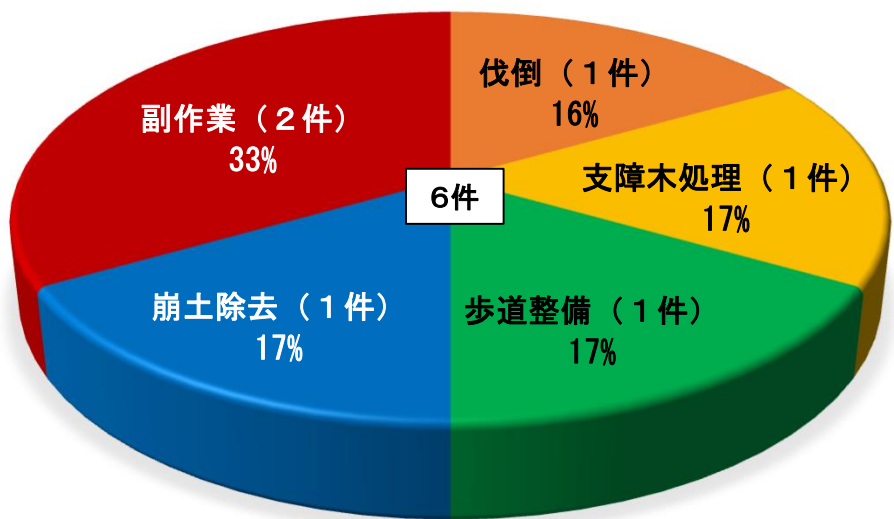
(2) 作業別にみた災害の発生状況

○どのような作業中に災害が発生しているか整理してみると、

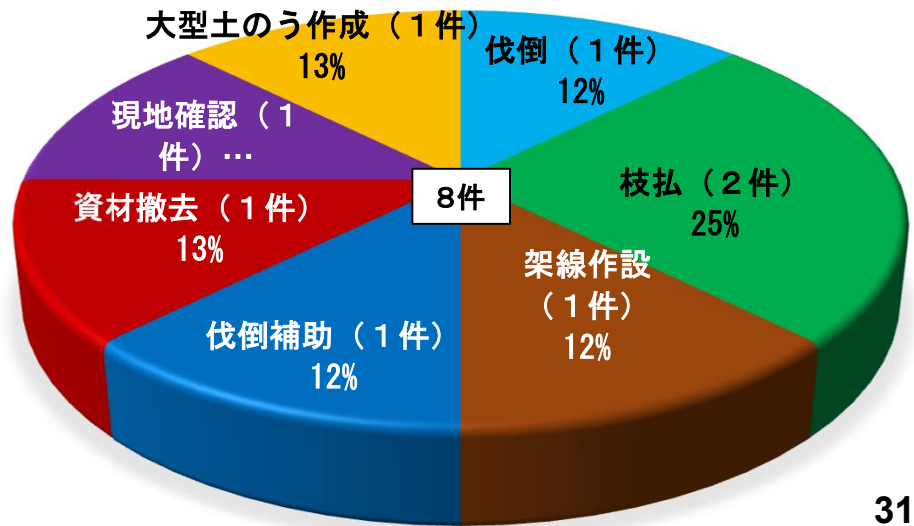
- ・ 休業4日以上(6件)では、副作業(ゴミ集積所の看板設置、フォワーダの操縦説明)で2件、崩土除去(重大災害)・支障木処理・歩道整備・伐倒作業で各1件発生している。
- ・ 休業4日未満外(8件)では、枝払い作業中に2件発生しており、その他は伐倒作業・伐倒補助・現地確認・資材撤去・架線作設・大型土のう作成時に発生している。
- ・ 全体では、特定の作業に限っての災害発生は無いが、本作業ではない副作業や現地確認などでの災害が目立っている。

○ 作業別にみた災害発生状況

休業4日以上の作業別件数割合



休業4日未満外の作業別件数割合

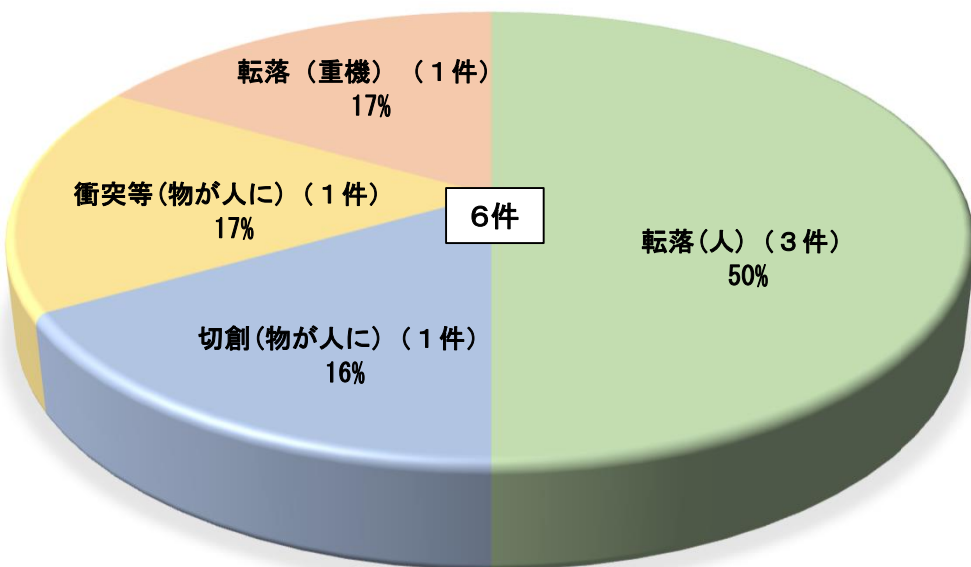


(3) 要因別にみた災害発生状況

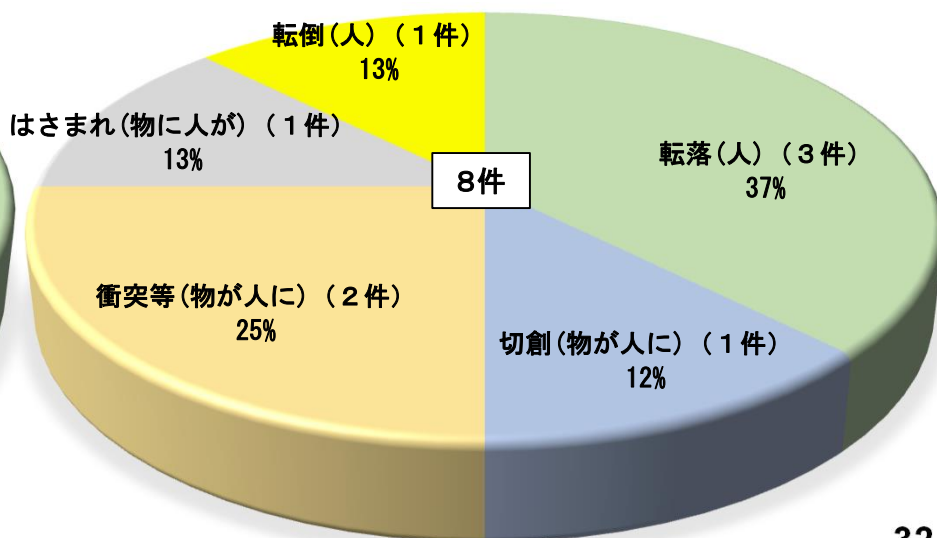
○災害が発生した要因別で整理してみると、

- ・休業4日以上では、転落(人)の災害が3件(林道から、フォワーダ運転席から、歩道から)と最も多く、その他は転落(重機・重大災害)・切創(物が人に)・衝突(物が人に)が各1件となっている。
- ・休業4日未満外でも、転落(人)3件と多く、次いで衝突等(物が人に)2件、その他は転倒(人)、切創(物が人に)、はさまれ(物に人が)が各1件となっている。
- ・全体では、転落(人)・転倒(人)で7件の労働災害が発生しており、注意が必要である。
- ・特異な災害としては、路肩から転落した際に笹が深く、方向を見失い、翌日、ヘリコプターに救助される災害が発生している(休業4日未満、擦り傷・低体温症)。

休業4日以上の災害形態別件数割合



休業4日未満外の災害形態別件数割合

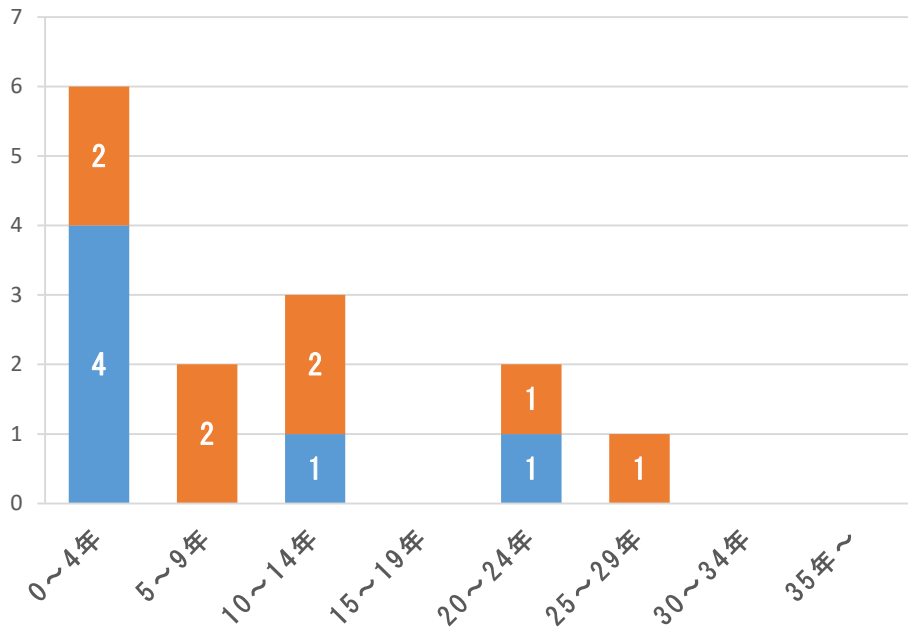


(4) 受傷者に着目した発生状況

○4日以上(6件)及び4日未満外(8件)の計14件の発生状況について、受傷者本人に着目してみると、

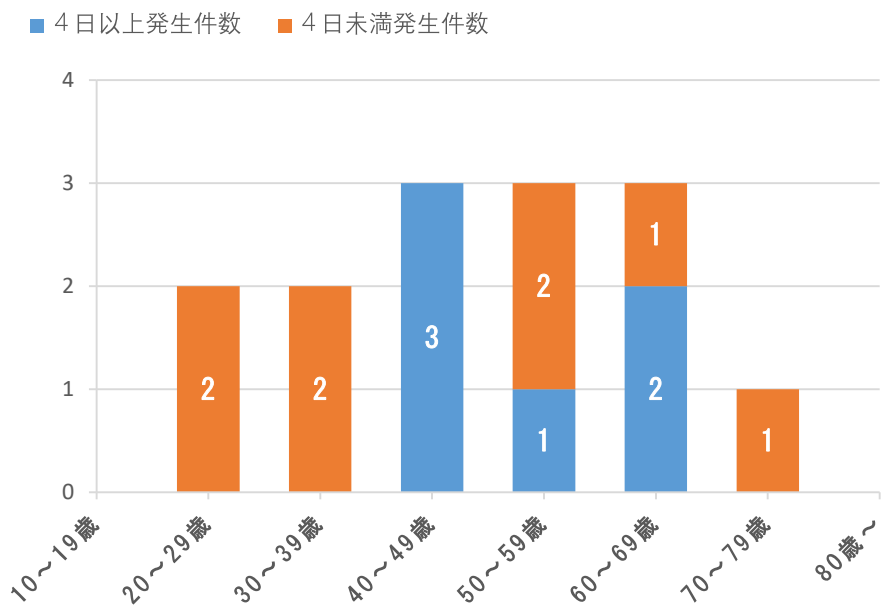
- ・ 経験年数の10年未満の方の受災は8件で57%を占める。15年未満では、11件で79%となる。(最も経験の浅かったのは3ヶ月、1年未満の方は4名。)
- ・ 年代別にみると50代以上が7件で50%を占めている。

経験年数別災害発生状況



8件・57%

年代別災害発生状況

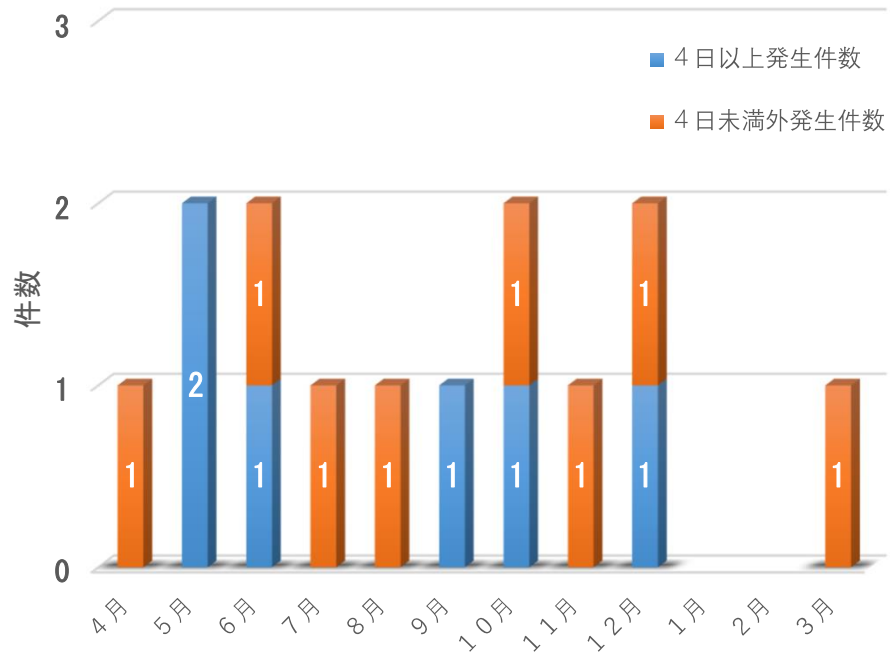


7件・50%

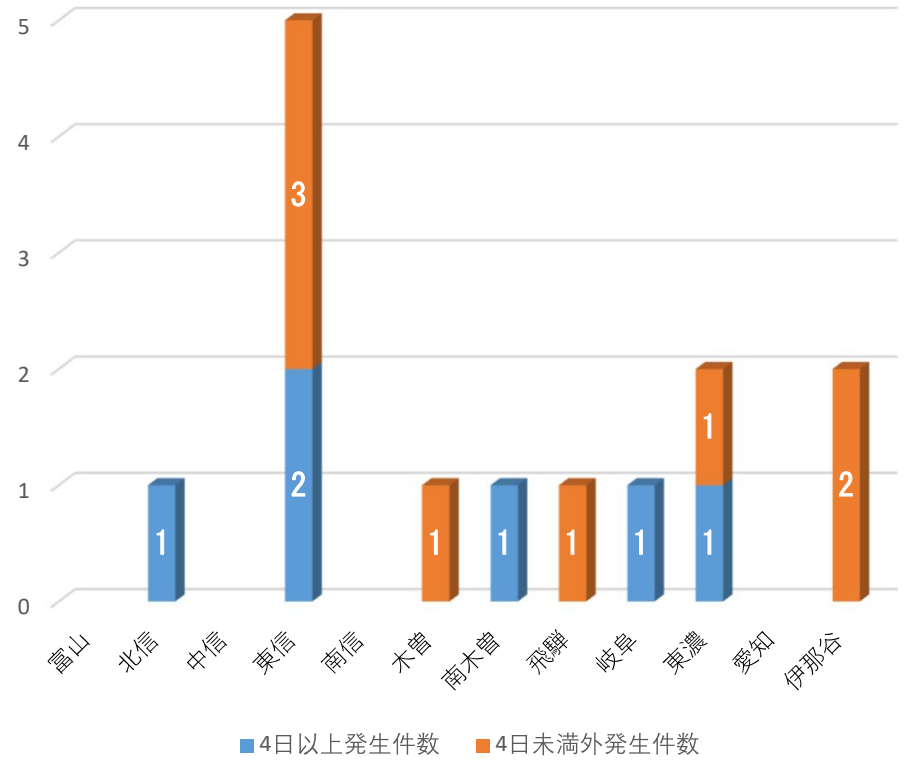
(5) 発生日別・署別にみた災害発生状況

○4日以上(6件)及び4日未満外(8件)の計14件の災害の発生した月別に着目すると、1月・2月は無災害であつたものの、それ以外の月は、毎月1・2件の災害が発生している。
 ○署別については、富山署・中信署・南信署・愛知所で無災害。

令和7年度 労働災害休業4日以上・
未滿等の発生件数



令和7年度 署等別発生件数



令和7年度の災害の特徴を踏まえた再発防止対策について

(1) 崩土除去作業による災害への対応

① 被災者は、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され被災したと推定。

→(死因:外傷性血気胸) 中部2号



【① 崩土除去作業の注意点】

・路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては誘導者を配置し、誘導させるほか、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければなりません。

(2) 伐倒作業による災害への対応(かかり木)

① 被災者は伐採したカラマツAが、隣接していたカラマツBにかかり木状態となったが、状況を確認し、「あとで重機で対処しよう」と判断、カラマツA(かかり木)から目を離し次の伐採対象木に向かって移動しかけたところ、かかり木のカラマツAが被災者の方へ倒れ、被災者の腰に当たり被災。

→(腰椎破裂骨折) 中部6号



【① かかり木処理の注意点】

・まずは、かかり木を発生させないことが重要です。伐倒木と隣接木の状況確認、適切な伐倒方向の選定、正しい手順による作業を遵守してください。かかり木になってしまった場合は、いつ落下するのか予測が困難なことから、早期の処理が必要です。処理に当たっては、危険の生じない位置からかかり具合をよく観察してから、安全な作業方法により実行してください。

(3) 歩道整備作業の災害への対応

① 被災者は歩道整備のため歩道から山側の斜面を刈払作業中、左足を後方に下げた際に、幅員90 cmの歩道の路肩から足を踏み外し、刈払い機を持った状態のまま谷側へ約1.2m滑落し受災。

→(右足後十字靭帯付着部剥離骨折) 中部5号



【① 歩道整備作業の注意点】

・ 林内での作業や移動に当たっては、滑り止めのスパイクのある地下足袋などの履物を着用するとともに、地面や地被物が濡れている時は特に滑りやすいので、足元の確認・確保に十分注意する必要があります。

(4) 車両系木材伐出機械による搬出作業の災害への対応

① 被災者はフォワーダの運転席後方のグラップル部の説明を聞くため、被災者はキャビンから降りようと、両手で手すりをつかみ、左足をステップにかけたところ、ステップにかけていた左足が滑り、驚いた拍子に手すりから両手を離してしまい、腰から地面に落下して受災。

→(腰椎圧迫骨折) 中部4号



【① 車両系木材伐出機械作業の注意点】

・ 車両系木材伐出機械の乗降や移動にあたっては、手すりやステップを必ず使用するとともに、泥の付着等により滑りやすくなっている場合があるので常に足元の確認・確保に十分注意する必要があります。

(5) 治山事業の災害への対応

① 被災者は、復旧治山工事箇所において、小径木を電動チェーンソーで刈払う作業中、傾斜地で足を滑らせ転倒した際に左手がチェーンソーから離れ、チェーンソーの刃が回転しているところに左前腕上部が当り受災。

→(左前腕伸筋群断絶) 中部1号



【① 支障木処理の注意点】

・チェーンソー作業に当たっては、足場をしっかりと確保しバランスのよい姿勢で行うとともに、傾斜地ではスリップしないよう足場の確保が重要。また、チェーンソーを肩より高く上げて作業することが無いように注意が必要です。

② 被災者は、林道のガードレール側に設けた屋根付きゴミの集積所(単管を使った仮設物)のゴミの分別を促すためのゴミ分別看板を設置するため、ガードレール外側から作業していたところ、誤って林道法面(ブロック積擁壁)から転落し受災。 →(腰椎圧迫骨折) 中部3



【② 看板設置作業の注意点】

・看板設置に当たっては、転落などの危険のないガードレールの内側で、後々の事業に支障とならない箇所で、できるだけ林道の路肩やガードレールから一定程度距離のある、より安全な位置に看板を設置する。

2 国有林の労働災害への対応

類似災害防止等を目的にHPで情報共有

The image shows a screenshot of the Chubu Forestry Office website. A blue arrow points from the top navigation bar to the 'お知らせ' (Notice) link in the main content area. Another blue arrow points from the 'お知らせ' link to the search results page. A third blue arrow points from the search results page to the 'お知らせ: 中部森林管理局' browser tab.

Website structure shown:

- Top navigation: 森林管理局へようこそ, 報道・広報, 森林管理局の仕事, 公衆・入札情報等, リンク集
- Main content: 森林管理局へようこそ, 森林への招待状, お知らせ (circled), GSS便り, 森林・林業社会貢献活動に対する感謝状の贈呈基準について
- Footer: 公式SNS (Facebook, Twitter, YouTube), 関連リンク集, 林野庁 トップページへ, 中部森林管理局 (Contact info), サイトマップ, プライバシーポリシー, リンクについて, 著作権, 免責事項

http://www.rinya.maff.go.jp/chubu お知らせ: 中部森林管理局

平成25年第1回議事概要 (PDF: 72KB)

今後の事業 (造林・生産) 見通しに係る説明会の開催 (平成26年3月4日) (PDF: 42KB)

請負事業体等災害発生状況等

中部森林管理局

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>
ホーム > 森林管理局へようこそ > お知らせ

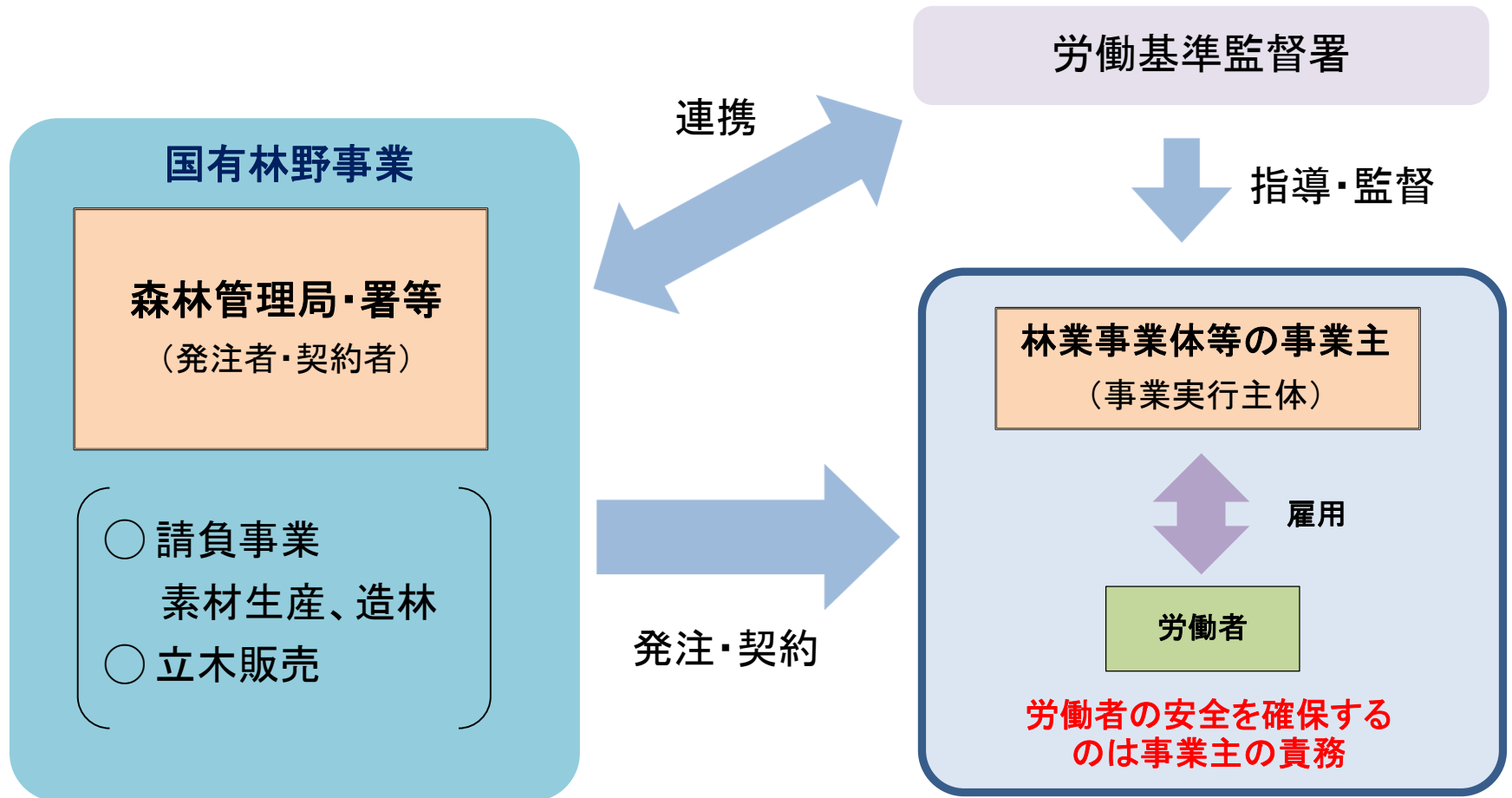
請負事業体等災害発生状況等 (休業4日以上)

(災害発生報告用紙を含む)

森林土木工事における適切な工程管理等について (PDF: 123KB)

国有林野事業の請負事業等における労働安全の確保

- ・国有林では、請負事業の発注者又は立木販売の契約者として、様々な機会を捉え、事業主に対し**労働安全衛生の確保を要請**するとともに、**指導監督機関とも連携しながら現場巡視等を実施**。



災害が発生したら速やかに報告しましょう

1 請負事業

- ・素材生産(素材運搬請負(公道上)除く)
- ・造林
- ・林道
- ・治山(民有林直轄治山事業含む)
- ・上記以外の請負事業

2 立木販売(主産物のうち立木の伐採、搬出)

重大災害(局対策本部設置)

局から林野庁まで報告

重大な災害

- ・死亡災害
- ・障害の等級区分1～3級
- ・同一災害で3名以上被災
- ・第三者を死傷させた事故

休業4日以上

発注者に報告
局で類似災害防止
の対策等を検討して
、各署等へ通知

請負事業者等からの第1報

災害が発生した場合は、災害の大き
を問わず速やかに報告するよう要請



局への報告⇒局では、右表に
よりわかる範囲で聞き取る

窓口：企画官（間伐推進）



当日は被災者の症状等を第
一に情報収集

基本的に発注者として作業中
止をすることはできないが、類
似災害防止の観点から、翌日
の作業開始前に対策等を検討
・指示して開始するよう指示

【改良版】

災害報告第1報（聞き取り用）

署 等 名		
発 生 日 時		令和 年 月 日 () 時 分頃
発 生 場 所		長野県 市町村 国有林 林班
事 業 の 種 類		請負事業（造林・生産・治山・林道・その他） ・ 立木販売
事 業 体 名		下請けの場合（下請け事業者名： ）
被 災 者	容 体	被災部位： 意識の程度： 有 ・ 無
	そ の 他	氏 名： 年齢： 歳 性別：男性 ・ 女性 経験年数等：
救急車の要請 ヘリの要請		有 ・ 無 有 ・ 無
搬送病院名		
被 災 状 況	従事作業：	
	どうして：	
	どうなった：	
そ の 他		
報 告 者 等	報 告 者	
	記 入 者	
	報 告 時 刻	令和 年 月 日 時 分頃

災害発生報告書

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

記載例

1 署 等 名	〇〇森林管理署
2 事 業 の 種 類	請負事業(〇〇事業)
3 災 害 発 生 日 時 等	平成22年〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分頃発生 怪我の程度: 〇〇〇〇 休業見込み: 約〇週間
4 災 害 発 生 場 所	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇国有林〇〇〇林班
5 契 約 相 手 方	〇〇〇〇株式会社
6 事 業 実 行 事 業 体	同 上 (下請)
7 被 災 者 年 齢 等	年齢: 〇〇歳 性別: 〇 2の事業の経験年月日: 〇〇年 雇用区分: 常雇 社会保険等加入状況: 災 ^害 、雇 ^用 、健 ^康 、厚 ^生 、林退
8 従 事 作 業	バックホーによる整地作業
9 災 害 概 況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時の作業配置 ・被災時の現場代理人の配置(所在)
10 その他特記すべき事項	・類似災害防止対策を検討するのに、今回の災害で特に補足する事項

目標：重大災害の撲滅・休業4日以上10件未満

1, 伐倒作業

- ①かかり木処理の禁止事項を行わない
- ②伐倒前に必ず合図を行い、他の労働者がいないことを確認した後に伐倒する
- ③立入禁止区域内での接近作業を行わない
- ④追い口が浮き始めたら、ただちに定めた場所に完全退避する
- ⑤キックバック等、チェーンソーの反発力に注意する

2, 重機作業

- ①運行経路を事前に確認する
- ②危険が予測される箇所では誘導者を配置する
- ③シートベルトの着用に努める

3, 架線集材・索道作業

- ①作業索の内角等、危険箇所に立ち入って集材作業等を行わない
- ②荷掛(玉掛)後は、完全退避をした後に合図等を行う

4, 車両の運行

- ①車両を停車させた場合は、逸走防止措置を必ず行う

労働災害の 5 STOP

- 1 重大災害を
- 2 類似災害を
- 3 災害の連鎖を
- 4 あせりと手抜きを
- 5 法令等の違反を



中部森林管理局